

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業
浜田水再生センター建設工事

実 施 方 針
(案)

令和5年9月

浜 田 市

目 次

第1 工事の目的及び内容に関する事項	1
1 工事内容に関する事項	1
2 実施方針（案）に関する事項	7
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 事業者の募集及び選定の方法	8
2 募集及び選定のスケジュール	8
3 募集手続き等	9
4 応募者の備えるべき提案資格要件	9
5 契約候補者の選定	13
6 契約の締結等	13
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1 事業者の責任ある履行について	15
2 本市と事業者の責任分担	15
3 工事の要求水準	15
4 事業者の責任の履行に関する事項	15
5 本市による本工事の実施状況の確認（モニタリング）	15
第4 契約内容の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
1 協議方法に関する事項	17
2 紛争の際の裁判所に関し必要な事項	17
第5 工事継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1 具体的事由、当事者間の措置に関する事項	18
2 契約解除等の方法に関する事項	18
第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1 法制上の措置に関する事項	19
2 税制上の措置に関する事項	19
3 財政上及び金融上の支援に関する事項	19
第7 その他の事項	20
1 情報の公表	20
2 本工事の事務局	20

第1 工事の目的及び内容に関する事項

1 工事内容に関する事項

(1) 工事名称

浜田市公共下水道 浜田処理区整備事業 浜田水再生センター建設工事（以下「本工事」という。）

(2) 工事の対象となる公共施設の種類

公共下水道の終末処理場等

(3) 公共施設の管理者

浜田市長 久保田 章市

(4) 工事の目的

浜田市（以下「本市」という。）は、平成17年10月1日に旧浜田市、旧金城町、旧旭町、旧弥栄村、旧三隅町の5市町村が合併して誕生した市であり、島根県西部の日本海を望む中央に位置し、美しい自然とその風土から生まれた文化や歴史等、様々な地域資源に恵まれた都市である。

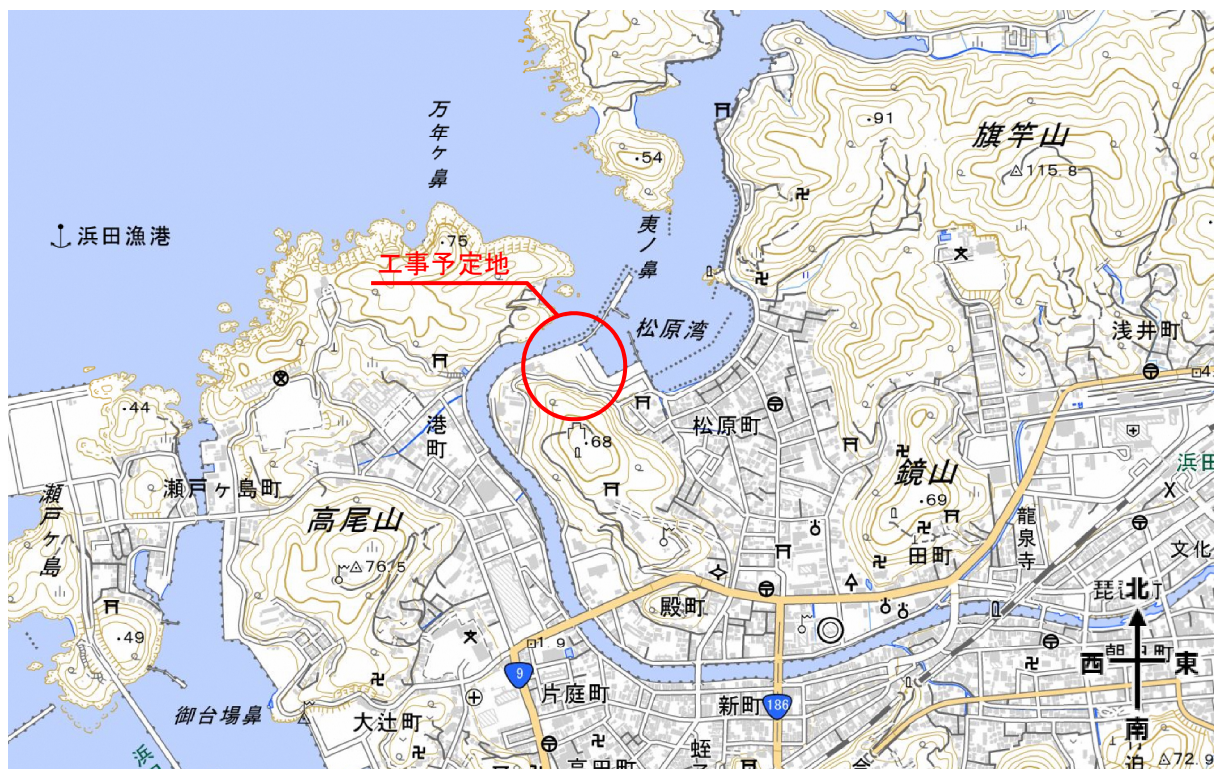
本市の汚水処理は、旧市町村が整備してきた農業集落排水処理施設や漁業集落排水処理施設、特定環境保全公共下水道（3処理区）を対象に普及・拡大に取り組んできたが、それでも汚水処理人口普及率は令和3年度末で49.1%と県内の他市町村と比べて低い状況にある。このような状況を改善するため、本市では、人口密集地域である浜田駅周辺の市街地を含む公共下水道（浜田処理区）の整備に着手し、現在、浜田処理区の供用開始に向けた管路整備を設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド：Design Build）により進めているところである。

本工事は、浜田処理区から排水された汚水を処理する浜田水再生センター一式の建設工事を行うものであるが、採用する水処理方式の特性から、施設整備にあたり高度で専門的なノウハウが要求される。このため、本工事では、民間事業者（以下「事業者」という。）の優れた企画力・技術力を活用する「技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）」を採用し、施設整備に係るコスト縮減及び工期短縮を目指すことを目的とする。

(5) 工事の概要

ア 工事予定地

所在地：島根県浜田市松原町・殿町（図1-1を参照）



出典：国土地理院 GSIMaps より

図 1-1 浜田水再生センター位置図

イ 工事対象施設

本工事の対象施設の概要を表 1-1 に示す。

表 1-1 施工対象施設の概要

項目	施設概要
処理能力	1,100m ³ /日（全体計画日最大能力：2,200m ³ /日）
計画流入水質	BOD：230 mg/L、SS：180 mg/L
計画放流水質	BOD：2.0 mg/L
水処理方式	膜分離活性汚泥法
汚泥処理方式	直接脱水方式及び場外搬出
監視制御方法	遠方監視

(6) 事業方式の概要

本工事は、浜田水再生センターに係る詳細設計及び建設工事を技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）により実施する。

本方式による事業スキーム（概念図）は図 1-2 のとおりである。本市は、土木工事及び建築工事を行う建設業者と機械設備工事及び電気設備工事を行う建設業者を選定し、それぞれ

と本工事に係る基本協定を締結する。各建設業者は、別途契約する設計業務に対して技術協力をを行い、詳細設計完了後に本市と各工事内容、数量及び工事費等に係る交渉を行う。交渉により合意が得られたのち、各建設業者は本市と建設工事請負契約を締結し、工事を実施する。

なお、整備された浜田水再生センターの維持管理は、別途、市が契約する者により実施される。

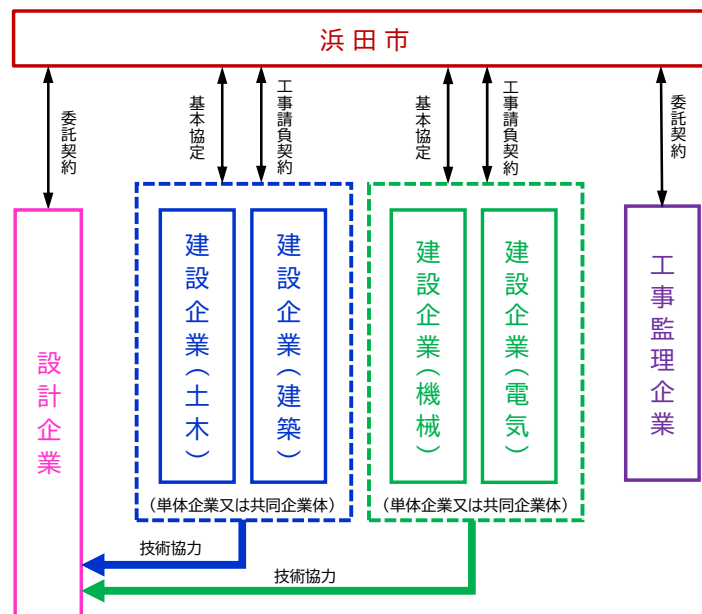


図 1-2 事業スキーム（概念図）

(7) 事業範囲

本工事において事業者が実施する範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な内容及びその他の詳細については、要求水準書において示す。

ア 技術協力

- ・測量調査、地質調査、試掘調査、土壌調査等の事業者の提案に基づく調査
- ・詳細設計業務への技術協力
- ・関係機関との協議資料の作成支援
- ・本工事に伴う各種申請等の手続きに必要な書類の作成支援
- ・その他工事を実施する上で必要な技術協力

イ 建設工事（土木・建築）

- ・対象施設の土木工事、建築工事（建築設備工事を含む）及びその他必要な工事
- ・周辺環境対策
- ・関係機関との協議資料の作成
- ・本工事に伴う各種申請等の手続きに必要な書類の作成

- ・住民説明補助（本市から要請があった場合）
- ・完成図書の作成
- ・その他工事を実施する上で必要な関連業務

ウ 建設工事（機械・電気）

- ・対象施設の機械設備工事、電気設備工事及びその他必要な工事
- ・周辺環境対策
- ・関係機関との協議資料の作成
- ・本工事に伴う各種申請等の手続きに必要な書類の作成
- ・住民説明補助（本市から要請があった場合）
- ・完成図書の作成
- ・その他工事を実施する上で必要な関連業務
- ・総合試運転

(8) 工事期間

本工事は、令和6年2月（予定）～令和9年3月（予定）とするが、提案及び詳細設計を踏まえ決定する。

表 1-2 工事期間（予定）

時期	本工事の内容
令和5年10月～ 令和6年 2月	契約候補者の選定及び公表
令和5年11月～	別途発注する設計務委託契約の締結及び着手
令和6年 2月	基本協定の締結
令和6年 2月～	詳細設計業務への技術協力
令和6年 9月頃～	土木・建築工事内容に関する交渉及び建設工事請負契約の締結、工事着手（※）
令和6年11月頃～	機械設備・電気設備工事内容に関する交渉及び建設工事請負契約の締結、工事着手（※）
令和6年12月頃	詳細設計の完了（※）
令和7年 1月頃～	建設工事（※）
令和9年 3月	本工事の終了期限（※）

※時期は、本書公表時の予定であり、提案内容及び詳細設計を踏まえ決定する。

(9) 遵守すべき法令等

本工事の実施に当たっては、下水道法等のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最

新版) についても適宜参照すること。また、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

ア 法令・条例等

- (ア) 下水道法
- (イ) 水道法
- (ウ) 水質汚濁防止法
- (エ) 道路法
- (オ) 道路交通法
- (カ) 河川法
- (キ) 建築基準法
- (ク) 都市計画法
- (ケ) 消防法
- (コ) 測量法
- (サ) 環境基本法
- (シ) 土壌汚染対策法
- (ス) 毒物及び劇物取締法
- (セ) 大気汚染防止法
- (ソ) 悪臭防止法
- (タ) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (チ) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (ツ) 電気事業法
- (テ) 電気用品安全法
- (ト) 電気工事士法
- (ナ) 電気通信事業法
- (ニ) 有線電気通信法
- (ヌ) 公衆電気通信法
- (ネ) ガス事業法
- (ノ) 高圧ガス保安法
- (ハ) 騒音規制法
- (ヒ) 振動規制法
- (フ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ヘ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ホ) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (マ) ダイオキシン類対策特別措置法
- (ミ) 労働基準法
- (ム) 労働安全衛生法

- (ㄨ) 労働者災害補償保険法
- (ㄩ) 建設業法
- (ㄺ) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (ㄻ) 個人情報保護法
- (ㄼ) 製造物責任法
- (ㄽ) 条例等
 - (a) 島根県環境基本条例
 - (b) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例
 - (c) 浜田市公共下水道条例
 - (d) 浜田市公共下水道条例施行規則
 - (e) 浜田市下水道事業の施行に伴う損害補償要綱
- (ㄾ) その他関連法令、条例等

イ 要綱・基準等

- (ㄿ) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (0) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (1) 下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）
- (2) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (3) 下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
- (4) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (6) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (7) トンネル標準示方書・同解説（土木学会）
- (8) 水理公式集（土木学会）
- (9) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (10) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (11) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (12) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (13) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (14) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (15) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (16) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (17) 改定新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (18) 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- (19) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（日本下水道事業団）
- (20) 日本工業規格（JIS）

- (ヌ) 鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（日本建築学会）
- (ネ) 土木 CAD 製図基準（土木学会）
- (ノ) 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
- (ハ) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (ヒ) 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (フ) 小規模汚水中継ポンプ場設計要領（案）解説書（日本下水道事業団）
- (ヘ) 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- (ホ) 島根県公共工事共通仕様書
- (マ) 島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書
- (ミ) その他関連要綱、基準及びマニュアル等

2 実施方針(案)に関する事項

(1) 実施方針(案)等に関する質問・意見の受付

実施方針(案)及びそれらの添付書類（以下「実施方針(案)等」という。）に記載された内容に関する質問及び意見を次の要領で受け付ける。これ以外による質問及び意見の提出は無効とする。なお、本市の判断により、質問及び意見を提出した事業者に対してヒアリングを行うことがある。

ア 提出方法：ホームページに掲載している実施方針(案)等に関する質問書（様式1）及び意見書（様式2）に必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に送付すること。なお、メールのタイトルは「浜田水再生センター建設工事 実施方針(案)等に関する質問・意見」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

イ 提出先：浜田市上下水道部下水道課

電話：0855-25-9641

電子メール：gesuido@city.hamada.lg.jp

ウ 提出期限：令和5年9月27日（水）正午 必着

(2) 実施方針(案)等に関する質問・意見への回答

実施方針(案)等に関して提出された質問・意見に対する回答は、質問及び意見を提出した事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、同事業者の権利、誹謗・中傷、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和5年10月上旬に公表するが、個別の回答は行わない。

なお、質問及び意見を提出した事業者の企業名等は公表しない。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の選定方法は、事業者の下水道整備に関する実績や能力、コスト縮減及び工期等のノウハウや創意工夫を評価する「プロポーザル方式」により実施する。

2 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりとする。

表 2-1 募集及び選定スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和5年 9月13日	実施方針(案)等の公表
令和5年 9月13日～ 令和5年 9月27日	実施方針(案)等に関する質問の受付期間
令和5年10月上旬	実施方針(案)等に関する質問の回答
令和5年10月25日	募集要項等の公表
令和5年10月25日～ 令和5年11月15日	募集要項等に関する質問の受付期間
令和5年10月30日～	募集要項等に関する質問に対する回答
令和5年11月15日	参加表明書等の受付
令和5年11月22日	資格審査結果の通知
令和6年 1月18日	提案書類の受付
令和6年 1月下旬	提案書類の審査・ヒアリング
令和6年 2月中旬	契約候補者の決定・公表
令和6年 2月下旬	基本協定書の締結
令和6年 2月下旬～	詳細設計業務への技術協力

3 募集手続き等

(1) 募集要項等の公表

令和5年10月25日（水）に本市のホームページで募集要項等を公表する。
公募開始の後、内容等に関する質疑応答を行う期間を設ける。質疑応答の方法については、募集要項等において提示する。

(2) 参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知

本工事のプロポーザルに参加する者（以下「応募者」という。）に、本工事に関する参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。
なお、参加表明書等の提出の時期、提出の方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示する。

(3) 提案書類の受付

参加表明書を提出した者のうち、提案資格確認通知を交付した者に対し、募集要項等に基づき見積書及び提案書類の提出を求める。

なお、見積書及び提案書類の提出の時期、提出の方法、提案に必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示する。

4 応募者の備えるべき提案資格要件

(1) 応募者の構成

- (ア) 本工事では、土木工事及び建築工事を行う建設企業と機械設備工事及び電気設備工事を行う建設企業の2つの企業を選定する。応募者は、どちらかの建設企業として応募すること。
- (イ) 応募者は、単体企業又は複数の企業による共同企業体（以下「JV」（Joint Venture）という。）とする。
- (ウ) 応募者がJVの場合、応募者は代表企業を定め、それ以外の企業は構成員とする。代表企業は、出資比率がJVを構成する企業の中で最大である者であって、単独の企業であること。
- (エ) JVの形態は甲型JVとするが、構成員の数及び出資比率等については浜田市建設工事に係る共同企業体取扱要綱に準じること。

(2) 応募者の提案資格要件

ア 共通の提案資格要件

- (ア) 応募者は、募集要項等の公表日（以下、「公募開始日」という。）において、次のいずれにも該当しない者とする。
 - (a) 浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止期間中の者。
 - (b) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。又

はその者を支配人その他使用人若しくは代理人として使用する者。

- (c) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者。
- (d) 浜田市税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (e) 本工事に係るアドバイザー業務に関与した以下の者及びこれらの者と資本関係又は人的関係のある者。

・株式会社日水コン【アドバイザー業務受託企業名】

- (f) 選定審査会（「第 2 5 契約候補者の選定」で規定）の委員が属する法人又はその法人と資本関係^{※1}又は人的関係^{※2}のある者。

※1 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※2 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

- (i) 建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置すること。なお、原則、監理技術者等の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、監理技術者等を変更することができる。
- (ii) 配置する監理技術者等は、参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (a) 監理技術者は、工事に必要な建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証を有し、同法第 26 条第 5 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者であること。
 - (b) 主任技術者は、同法第 7 条第 2 号に規定する認定者のうち工事に必要な国家資格を取得した者であること。

- (c) 土木・建築及び機械・電気のJV代表者が配置する技術者は監理技術者とし、総括監理技術者として本市との窓口役となるとともに、JV構成員の監理技術者等を総括すること。

イ 建設企業（土木・建築）の提案資格要件

- (ア) 応募者は、浜田市の入札参加資格者名簿の「土木一式工事」及び「建築一式工事」に登録されていること。JVの場合は、構成員がどちらかの資格を有し、双方の資格を有する企業で構成されること。
- (イ) 応募者は、次のとおり格付けされていること。
 - (a) 単体企業の場合は、A級に格付けされていること。
 - (b) JVの場合は、代表企業はA級とし、構成員はA級又はB級に格付けされていること。
- (ウ) 主たる営業所を浜田市内に有すること。
- (エ) 過去15年の間に、国、地方公共団体等が発注した類似工事又は同規模以上の工事[※]を元請として完了した実績を有していること。JVの場合は、上記実績を有する企業が1社以上あること。

※ 類似工事又は同規模以上の工事とは、元請又は共同企業体(経常JVを除く。)の構成員(ただし出資比率20%以上)として1契約で、土木一式工事は、1億5,000万円以上の工事を完成した施工実績、建築一式工事は、鉄筋コンクリート造で延床面積700㎡以上の工事を完成した施工実績とする。

ウ 建設企業（機械・電気）の提案資格要件

- (ア) 応募者は、浜田市の入札参加資格者名簿の「機械器具設置工事」及び「電気工事」に登録されていること。JVの場合は、構成員がどちらかの資格を有し、双方の資格を有する企業で構成されること。
- (イ) 単独企業の場合は、主たる営業所を浜田市内に有する企業であること。
- (ウ) JVの場合は、主たる営業所を中国地方に有する企業とし、構成員に、主たる営業所を浜田市内に有する企業を1社以上含むこと。
- (エ) 過去15年の間に、国、地方公共団体等が発注した下水道法上の処理場に係る機械設備工事（反応タンク設備を含むものに限る。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。）を元請として完了した実績を有していること。JVの場合は、上記実績を有する企業が1社以上あること。

エ 公募開始日以降の取扱

提案資格を有すると認められた応募者の代表企業及び構成員が、公募開始日以降に提案資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- (ア) 公募開始日から契約候補者決定日までの間に、応募者の代表企業及び構成員に提案

資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該応募者は原則として失格とする。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができる。

- (イ) 建設工事請負契約の締結日に、応募者の代表企業及び構成員に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は基本協定書及び建設工事請負契約書の解除又は締結しないことがある。この場合、本市は一切の責任を負わない。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができるものとし、本市は変更後の応募者と基本協定書及び建設工事請負契約書を締結できる。
- (ウ) 上記の事態が生じたことにより本市に損害が生じた場合は、当該応募者がその損害を賠償すること。

(3) 応募に関する留意事項

ア 提出書類の取扱い

提案書類に関する著作権及び特許権等の取り扱いは、次に示すとおりとし、提出書類の返却は行わない。

(ア) 著作権

本工事に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本工事の実施にあたって本市が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できる。

また、契約に至らなかった応募者の提案書については、本工事の公表以外には原則として使用しない。ただし、本市に提出された資料は、浜田市情報公開条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 20 号）に基づき、公開することができる。

(イ) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

(ウ) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(エ) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1 つの提案しか行うことができない。

(オ) 提出書類の変更禁止

提出後の提出書類の追加・修正及び再提出は原則認めない。

(カ) 使用言語及び単位・時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 契約候補者の選定

(1) 選定審査会の設置

本工事における契約候補者の選定については、技術提案に基づいた「プロポーザル方式」により行うものとし、「浜田市公共下水道 浜田処理区整備事業 浜田水再生センター建設工事 プロポーザル方式選定審査会」（以下「選定審査会」という。）を設置して審査する。

(2) 契約候補者の決定

本市は、選定審査会により、契約候補者を決定する。

ア 契約候補者の公表

本市が契約候補者を決定した場合は、審査の結果をホームページで公表する。

イ 審査結果の無効

提案資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が選定された場合には、その審査結果は、無効とする。

6 契約の締結等

(1) 契約手続き

本工事の契約手続きは、次のとおりである。

ア 本市と契約候補者が基本協定を締結したのち、事業者は市が別途発注する設計業務への技術協力を行う。

イ 詳細設計の成果に基づき、工事の数量及び金額について本市と建設企業で交渉し、合意できたのちに本市と建設企業が建設工事請負契約を締結する。契約締結後、事業者は建設工事を行う。

ウ 工事期間中は、年度ごとに出来高に応じて設計変更し、支払いを行う。また、前払金及び中間前金払等については、建設工事請負契約書により支払いを行う。

なお、本市は、契約手続きに際しては、応募条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、契約書の文言の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

エ 契約内容の解釈について疑義が生じた場合には、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、建設工事請負契約書に定める具体的な措置に従うこと。

(2) 契約の締結

本市は、契約候補者と募集要項等に基づき基本協定締結及び建設工事請負契約に関する協議を行い、令和6年2月頃に基本協定を締結することを予定している。また、詳細設計の完成後、各建設企業との複数年一括建設工事請負契約を締結することを予定している。

(3) 違約金の支払い

契約候補者は、本市と基本協定書或いは建設工事請負契約を締結しない場合、違約金として応募時に提案した工事見積価格の100分の10に相当する金額を支払うこととする。

(4) 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業者の責任ある履行について

事業者は、基本協定書及び建設工事請負契約書に定めるところに従って、誠実に建設工事を遂行し、責任を履行しなければならない。

2 本市と事業者の責任分担

本工事における責任分担の考え方は、本市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、調査・設計（技術協力内容に係る部分）・建設工事の責任は、事業者が担う工事の範囲において、原則として事業者が責任を負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うこととする。

3 工事の要求水準

事業者が遵守すべき工事の要求水準は、公募時に公表する要求水準書において提示する。

4 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、基本協定書及び建設工事請負契約書に従って責任を履行することとする。

契約の締結にあたっては、工事の履行を確保するために、履行保証保険等による工事期間中の履行保証を行うこととする。なお、詳細については、募集要項等において提示する。

5 本市による本工事の実施状況の確認（モニタリング）

本市は、事業者が要求水準書等に定められた工事を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。本市による本工事の実施状況の確認は次の（1）から（3）までのとおりである。

（1）モニタリングの概要

モニタリングの実施時期、実施内容、実施方法等については、募集要項等の規定に基づき、建設工事請負契約の締結後、本市と事業者で協議し、本市が決定する。なお、モニタリングの主な内容については、次に示すとおりとする。

ア 着手時（共通）

- （ア）事業者は、建設工事の着手前に建設工事に関する工程表及び工事計画書を本市に提出し、詳細設計により決定したスケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- （イ）事業者は、建設工事の進捗状況を本市に定期的又は随時に説明・報告し、確認を受けなければならない。なお、本市は必要に応じて、事業者に対し進捗状況について報告を求めることができる。

イ 建設工事

- (ア) 事業者は、建設工事の期間中、協議の記録、指示事項への対応記録及び立会い状況写真等、本市が行うモニタリングに係る記録を作成し、本市に定期的に提出し確認を受けること。
- (イ) 事業者は、建設工事完了時にセルフモニタリングを実施後、本市へ完了報告を行い、完了状況の確認を受けること。

(2) モニタリングの費用の負担

本市が実施するモニタリングに係る費用のうち、本市に生じる費用は本市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

(3) モニタリングの結果の活用

モニタリングの結果、詳細設計成果、建設工事請負契約書及び要求水準書であらかじめ定められた条件、又は要求水準を下回ると判断される場合には、本市はその内容に応じて是正勧告、支払いの延期、契約解除等の措置をとる。

第4 契約内容の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 協議方法に関する事項

契約内容の解釈について、本市と事業者の間に疑義が生じた場合には、双方誠意をもって協議を行う。

2 紛争の際の裁判所に関し必要な事項

契約に関する紛争については、松江地方・家庭裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする。

第5 工事継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 具体的事由、当事者間の措置に関する事項

本工事の確実な履行を確保するため、基本協定書及び建設工事請負契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 契約解除等の方法に関する事項

本工事の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに契約の規定に従い次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により工事の継続が困難となった場合

ア 事業者の建設工事の品質が詳細設計成果及び要求水準書に基づき契約時に定められる水準を下回る場合、建設工事請負契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。

イ 事業者が当該期間内に是正をすることができなかつたときは、本市は、契約を解除することができる。

ウ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は契約を解除することができる。

エ 上記の規定により本市が契約を解除した場合、事業者は本市に生じる損害を賠償する。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により工事の継続が困難となった場合

ア 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により工事の継続が困難となった場合、事業者は契約を解除することができる。

イ 上記の規定により事業者が契約を解除した場合、本市は事業者に生じる損害を賠償する。

(3) 不可抗力等の事由により工事の継続が困難となった場合

不可抗力その他、本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工事の継続が困難となった場合、本市と事業者は工事継続の可否について協議を行う。

(4) いずれの責めにも帰さない事由により工事の継続が困難になった場合

契約書に定める事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うこと。

第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上の措置に関する事項

本市は、事業者による工事実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。

2 税制上の措置に関する事項

本工事に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

3 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本工事を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市は、これらの支援を事業者が受けられるよう努めるものとする。

第7 その他の事項

1 情報の公表

今後の公表資料等については、原則として、ホームページにおいて公表する。

2 本工事の事務局

公募及び契約に関する本工事の事務局は下記のとおりである。

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

浜田市上下水道部下水道課整備係

電話番号：0855-25-9641

FAX：0855-22-2628

電子メール：gesuido@city.hamada.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.hamada.shimane.jp>